

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

1 改正条例

江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区条例第 4 8 号）

2 改正理由

地方税法等の改正に伴い、本区区税条例の整備を図る必要が生じたため、条例の一部改正を行う。

3 主な改正内容

公示送達の方法について、これまでの門前掲示場への掲示のみとしていたものを、不特定多数の者が閲覧することができる状態におくこととする措置などを追加する。

江東区特別区税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条の6 (略)</p> <p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、江東区公告式条例(昭和29年12月江東区条例第7号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>第7条～第14条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第16条～第66条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第5条の6 (略)</p> <p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を江東区公告式条例(昭和29年12月江東区条例第7号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>第7条～第14条 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>第16条～第66条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江東区特別区税条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。